

会社員・団体職員版

資料 1



ヌヴォトン テクノロジージャパン労働組合
帳票から読み解く：年金と税金
～ ねんきん定期便・源泉徴収票の活用術 ～

ヌヴォトン テクノロジージャパン労働組合

禁無断複写転用

■生活経済研究所®長野が提供するアドバイス、ファイナンシャル・プラン、講演等すべての情報は、講演参加者が生涯にわたる目標を設定し、これを実現するための計画を実行する際の手助けをするものです。従って、一時的な財テクや節税などを目的とするものではありません。■生活経済研究所®長野が提供するアドバイス、ファイナンシャル・プランおよびそれに基づく助言は、講演参加者に対して拘束力を持ちません。講演参加者は自己の責任においてアドバイス、提案内容の採否を決定します。■ファイナンシャル・プランの実行にあたり、国内外の社会情勢、金融・経済情勢の急激な変化に伴うリスクについて、生活経済研究所®長野は一切の責任を負わないものとします。■生活経済研究所®長野は金融商品（保険、投資信託等）の販売には一切関わらず、公正な情報提供に努めています。

■FPI-J®、生活経済研究所®、FPI-J家計の格付け®はエフ・ピー・アイ・ジェイ株式会社の登録商標です。■本誌の著作権はエフ・ピー・アイ・ジェイ株式会社に帰属します。Copyright(C) 2021 FPI-J, INC. All Rights Reserved. ■本誌の全部または一部を引用・転載する場合は事前にエフ・ピー・アイ・ジェイ株式会社の書面による承認を取得する必要があります。■投資助言・代理業 登録番号 関東財務局長(金商)第 629 号

もくじ

1. ねんきん定期便の種類と役割	4
1.1 ねんきん定期便（圧着はがき）	4
1.2 節目年齢に届くねんきん定期便（封書）	5
1.3 ねんきんネット.....	6
1.4 ねんきん特別便	6
2. ねんきん定期便の記載内容	8
2.1 50歳未満の場合	8
2.1.1 記載内容（おもて）	8
2.1.2 2019年4月の変更点（本編では触れない）	9
2.1.3 記載内容（うら）	10
2.1.4 損得計算をしてみよう.....	11
2.2 50歳以上の場合	12
2.2.1 記載内容（おもて）	12
2.2.2 2019年4月の変更点（本編では触れない）	13
2.2.3 記載内容（うら）	14
2.2.4 損得計算をしてみよう.....	15
2.3 ねんきん定期便に記載されない金額	16
2.3.1 加給年金.....	16
2.3.2 振替加算.....	17
3. 年金受給額を読み解く.....	18
3.1 公的年金制度（3つの年金制度）	18
3.2 老齢年金のアウトライン.....	19
3.2.1 世帯単位で受給額を求める	19
3.3 老齢年金の受給額（50歳未満の場合）	20
3.3.1 老齢基礎年金	20
3.3.2 老齢厚生年金	21
3.4 障害年金の受給額.....	23
3.4.1 障害厚生年金（2級）	24
3.5 遺族年金の受給額.....	27
3.5.1 遺族厚生年金	28
4. 源泉徴収票の読み方	31
4.1 源泉徴収票とは	31
4.2 源泉徴収票の種類.....	31
4.2.1 ①給与所得の源泉徴収票	31
4.2.2 ②退職所得の源泉徴収票	31

4.2.3 ③公的年金等の源泉徴収票	31
4.3 給与所得の源泉徴収票	32
4.3.1 所得税の求め方（給与所得の場合）	33
4.3.2 記載内容を把握しよう.....	34
4.4 源泉徴収票に記載されない控除（本編では触れない）	37
4.4.1 給与所得控除.....	37
4.4.2 所得控除.....	38
4.4.3 配偶者控除・配偶者特別控除	40

1. ねんきん定期便の種類と役割

1.1 ねんきん定期便（圧着はがき）

「ねんきん定期便」は、公的年金の保険料納付実績や将来受給できる年金の見込み額などを記載した通
知書のことで、年金受給者となるまでの間、日本年金機構から定期的に送られてきます。

毎年、誕生月の 2 ヶ月前に作成され、誕生月に手元に届きます（1 日生まれの方は、誕生月の 3 ヶ月前に作成し、誕生月の前月に届きます）¹。



観 望

390-0852
長野県 松本市 島立

生活 一郎 様

大切なお知らせ(令和3年度)
「ねんきん定期便」です。
必ず中身をご確認ください。
(ねんきんネット)に簡単に登録
できるアクセスキーもご案内！

ねんきん太郎



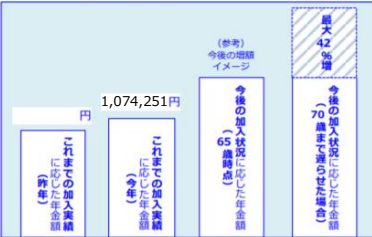
発出人 **年 日本年金機構**
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてください。

照 会 番 号	公務員共済の加入番号
001 234 567 890	*** **

- ①保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。
- ②今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。
- ③年金の支給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
※年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)
※令和4年4月から支給開始時期を75歳まで選択できるようになります。



項目	年金額 (円)
これまでの加入実績に応じた年金額	1,074,251
65歳時点の加入実績 (参考)	1,074,251
70歳時点の加入実績 (参考)	1,506,125
最大の増額 (最大42%増)	431,874

お客様へのお知らせ

私学共済の加入番号
*** **

※お問い合わせの際は、
照会番号をお伝えください。

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「われ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年 月 (令和)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険		
		加入区分	標準報酬月額 (千円)	標準賃金額 (千円)
2年 5月	厚生	500		45,750
2年 6月	厚生	500		45,750
2年 7月	厚生	500		45,750
2年 8月	厚生	500		45,750
2年 9月	厚生	500		45,750
2年 10月	厚生	500		45,750
2年 11月	厚生	500		45,750
2年 12月	厚生	500		45,750
3年 1月	厚生	500		45,750
3年 2月	厚生	500		45,750
3年 3月	厚生	500		45,750
3年 4月	厚生	500		45,750
3年 5月	厚生	500		45,750

図 1 : 「ねんきん定期便」2019 年 4 月以降 (50 歳未満) のおもて

¹ 作成は誕生月の2ヶ月前だが、記載されているのは作成の2ヶ月前まで

1.2 節目年齢に届くねんきん定期便（封書）

35 歳、45 歳、59 歳時のねんきん定期便は封書で届きます。通常のねんきん定期便の記載内容に加え、これまでのすべての期間の国民年金の納付状況（納付・免除・未納等）や、働いていたすべての期間の標準報酬月額・標準賞与額、厚生年金の保険料納付額なども記載されています²。

年金の加入履歴には、勤務先名と加入月数（資格を取得してから失うまでの期間）も明記されており、年金加入記録に誤りがないかどうかを回答する帳票「年金加入記録 回答票」も同封されています。



図 2：節目年齢に届くねんきん定期便（封書）

² 通常のねんきん定期便では、直近 1 年間の国民年金の納付状況（納付・免除・未納）や、標準報酬月額・標準賞与額、厚生年金の保険料納付額が記載される

1.3 ねんきんネット

ねんきん定期便と同じ内容を、インターネットを介して確認できるサービスです。ねんきん定期便に記載されている「お客様のアクセスキー」³と「基礎年金番号」⁴を使い登録すると、24 時間いつでもパソコンやスマートフォンから利用できるようになります。将来の年金額の試算、未納や免除期間のうち追納できる月数と金額の確認、持ち主不明記録の検索などがあり、節目年齢に届くねんきん定期便以上の情報が確認できます。また、メールアドレスを登録すると「電子版ねんきん定期便（PDF）」⁵が届きます。

ねんきん定期便



Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

基礎年金番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号	※お問い合わせの際は、 基礎年金番号をお知らせください。
1111-111111			

①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。

②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)

(参考)増額イメージ

808,500 円

老齢年金の
見込額
(65歳時)

最大
42%
増

老齢年金の
見込額
(70歳まで
遅らせた
場合)

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所に
お問い合わせください。

年月 (和暦)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険			
		加入区分	標準報酬月額 (千円)	標準賞与額 (千円)	保険料 納付額
30年 8月		厚年	340		31,100
30年 9月		厚年	340		31,100
30年10月		厚年	340	516	78,314
30年11月		厚年	340		31,100
30年12月		厚年	340		31,100
31年 1月		厚年	340		31,100
31年 2月		厚年	360		32,940
31年 3月		厚年	360		32,940
31年 4月		厚年	360	586	86,559
元年 5月		厚年	360		32,940
元年 6月		厚年	360		32,940
元年 7月		厚年	360		32,940
元年 8月		厚年	360		32,940

ダウンロード日 令和2年1月7日

1. これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	545,000 円
(2) 厚生年金保険料 (被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	4,500,000 円
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
(1) と (2) の合計	5,450,000 円

図3: 「電子版ねんきん定期便」のイメージ (日本年金機構ホームページより)

1.4 ねんきん特別便

「ねんきん特別便」は、2007 年 12 月から 2008 年 10 月にかけて、対象となる全ての加入者と年金受給者に向けて発送された通知書です。原則 1 人に対して 1 度のみ発送されます。勤務先の記載もれや、資格取得年月日・資格喪失年月日の誤りがないかなどを確認するためのものです。

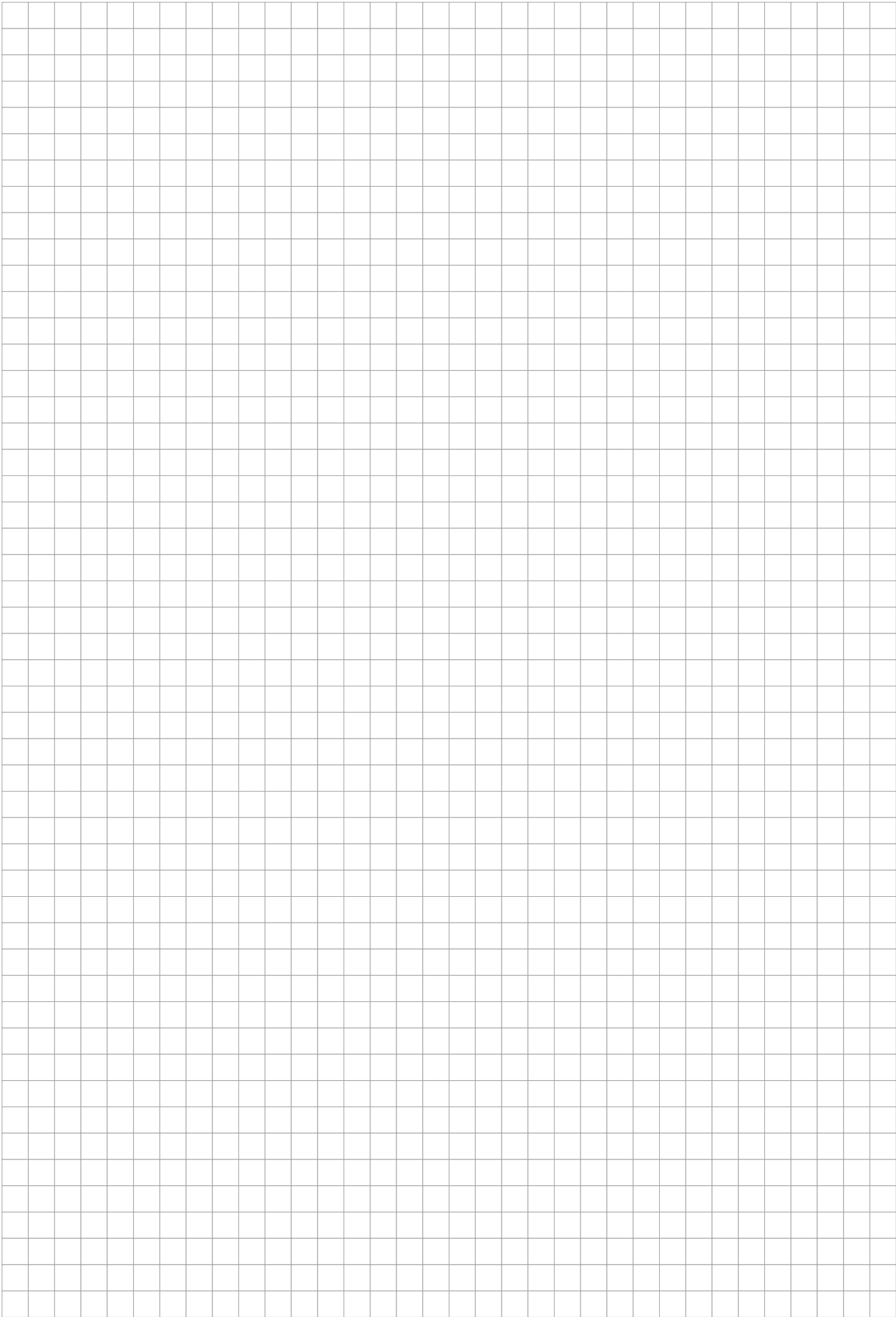


図4: ねんきん特別便の封筒 (青: 2008 年 3 月まで、緑: 2008 年 4 月以降)

³ ねんきん定期便のアクセスキーには有効期限 (ねんきん定期便到着後 3 ヶ月) がある。なお、アクセスキーがなくてもねんきんネットの利用は可能だが、ユーザーID のハガキが届くまで 5 営業日ほどかかる

⁴ 基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書に記載されている。「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」(0570-058-555) でアクセスキーを伝えと本人確認ののちに基礎年金番号を教えられる

⁵ 対象は、国民年金または厚生年金保険に加入中の 20 歳以上 60 歳未満で「ねんきん定期便」の送付対象の方



2. ねんきん定期便の記載内容

ねんきん定期便は、受取り時の年齢が①50 歳未満なのか、②50 歳以上なのかによって記載内容が異なります。
どこに何が書いてあるのか、表面、裏面それぞれの記載内容と記載場所を確認してみましょう。

2.1 50 歳未満の場合

50 歳未満の人に届くねんきん定期便に記載されているのは、その時点までに納めた保険料に基づいた年金受給額です。すなわち、年金加入期間が短い（≒若い）人ほど少ない金額が記載されている傾向にあります。将来の年金受給額（見込み額）そのものではない点に注意が必要です。

2.1.1 記載内容（おもて）

照 会 番 号 ① 001 234 567 890	公務員共済の加入者番号 *** **	私学共済の加入者番号 *** **	※お問い合わせの際は、 照会番号をお伝えください。
---	------------------------------	-----------------------------	------------------------------

①保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。

②今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。

③年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
※年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)

※令和4年4月から受給開始時期を75歳まで選択できるようになります。

(参考) 今後の増額イメージ

最大42%増

お客様へのお知らせ

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年 月 (和暦)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険		
		加入区分	標準報酬月額 (千円)	保険料 納付額
2 年 5 月		厚年	500	45,750
2 年 6 月		厚年	500	45,750
2 年 7 月		厚年	500	45,750
2 年 8 月		厚年	500	45,750
2 年 9 月		厚年	500	45,750
2 年 10 月		厚年	500	45,750
2 年 11 月		厚年	500	45,750
2 年 12 月		厚年	500	45,750
3 年 1 月		厚年	500	45,750
3 年 2 月		厚年	500	45,750
3 年 3 月		厚年	500	45,750
3 年 4 月		厚年	500	45,750
3 年 5 月		厚年	500	45,750

図5：「ねんきん定期便」2019年4月以降（50歳未満）のおもて

2.1.1.1 ①照会番号

ねんきん定期便の記載内容に誤りや変更があった場合などに、各年金実施機関に問い合わせるときの番号です。

2.1.1.2 ②加入実績に応じた年金額（年額）

現時点における老齢基礎年金と老齢厚生年金の年額です。

2.1.1.3 ③直近 1 年間の納付状況

直近 1 年間の保険料支払い状況が月別に記載されています。国民年金保険料は年度ごとに同一額のため、納付状況だけが記載されます⁶。厚生年金保険料は、保険料算出の元となる「標準報酬月額」と「標準賞与額」と実際の保険料納付額が記載されています。

2.1.2 2019 年 4 月の変更点（本編では触れない）

- ア. 昨年と比べて年金額がどのくらい増えたかがイメージで表記されるようになった。
- イ. 今後支払い続けることで、増額された場合のイメージが表記されるようになった。
- ウ. イのケースで受給を遅らせた場合のイメージが表記されるようになった。

⁶ 「納付済」、「未納」、「3 号」、「全額免除」、「合算」など

2.1.3 記載内容（うら）

「ねんきんネット」で老後の生活設計について考えてみませんか？

- 「ねんきんネット」の便利な機能
 - ・年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
 - ・電子版「ねんきん定期便」の確認
 - ・全期間の年金記録の確認
 - ・通知書の再交付申請 など
- 24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を老後の生活設計にご活用下さい。
- 基礎年金番号と「お客様のアクセスキー」等を入力いただくことで簡単に登録できます。ぜひご登録下さい。
※基礎年金番号は、年金手帳などに記載されています。

詳しくはWEBで「ねんきんネット」検索
(https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp_neko/2016.SP/W/204602.SP/SCOR.do) QRコード
スマートフォンでのご利用登録はこちら

お問い合わせ先
「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは
0570-058-555
※050から始まる電話で掛けになる場合は 03-6700-1144

【受付時間】月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後7:00まで。

1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	323,500 円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	7,559,571 円
一般厚生年金期間	0 円
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
(1)と(2)の合計	7,783,071 円

この定期便は、下記時点のデータで作成しています。
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかります。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間	私学共済厚生年金期間
令和3年7月20日	*****	*****

「ねんきん定期便」の見方は、
ねんきん定期便 見方 検索

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)	0 月	33 月		
33 月	0 月	33 月	0 月	33 月		
厚生年金保険(b)			厚生年金保険計			
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険計	177 月	0 月	177 月
144 月	0 月	0 月	144 月			

3. これまでの加入実績に応じた年金額
(今後の加入状況に応じて年金額は増加します※表面の限らせてください)

(1) 老齢基礎年金	506,545 円
(2) 老齢厚生年金	7,706 円
一般厚生年金期間	0 円
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
(1)と(2)の合計	1,074,251 円

お客様のアクセスキー
2930268044801234
※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3か月です。

右のマークは
目の不自由な
方のための
音声コードです。

図6：「ねんきん定期便」2019年4月以降（50歳未満）のうら

2.1.3.1 ①保険料納付額（累計額）

これまでに支払った保険料がいくらなのかが記載されています⁷。

2.1.3.2 ②作成期日

いつ作成されたねんきん定期便なのかが記載されています。

2.1.3.3 ③これまでの年金加入期間

現時点における国民年金と厚生年金の加入実績（月数）です。年金の受給には、120月以上⁸の加入実績が必要です（2017年8月以降）。

2.1.3.4 ④加入実績に応じた年金額（年額）

現時点における老齢基礎年金と老齢厚生年金の年額です。先述のとおり、将来の年金受給額（見込み額）そのものではなく、年金加入期間が短い（≒若い）人ほど、記載される年金額は少なくなる傾向にあります。今後、保険料を支払うにつれ記載される年金額が増えていきます。

2.1.3.5 ⑤お客様のアクセスキー

「ねんきんネット」に登録する際に、基礎年金番号⁹と併せて利用するアクセスキーです。ねんきん定期便のアクセスキーの有効期限は到着後3ヶ月間です。

⁷ 厚生年金保険料は被保険者負担額のみが記載されている（事業主負担額を除いた金額）

⁸ 2017年8月以降。それ以前は300月以上の加入実績が必要だった

⁹ 基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書に記載されている

2.1.4 損得計算をしてみよう

損得計算をしてみよう	
これまでの加入実績に応じた年金額	④ 円
総額でいくら受け取れるか? ④ × $\left\{ \begin{array}{l} \text{平均受給年数} \\ \text{男性19.41年} \\ \text{女性24.24年} \end{array} \right\} =$	★ 円
これまでの保険料納付額（累計額）	① 円
返戻率は？	★÷① %

2.2 50 歳以上の場合

50 歳以上の人に届くねんきん定期便には、このまま 60 歳まで保険料を納め続けた場合の年金受給額（見込み額）が記載されています。すなわち、実際に受け取る年金額に近い金額がわかる点が、50 歳未満の人に届くねんきん定期便との大きな違いです。

2.2.1 記載内容（おもて）

照会番号 001 234 567 890	公務員共済の加入者番号 *** **	私学共済の加入者番号 *** **	※お問い合わせの際は、 照会番号をお知らせください。
-------------------------	-----------------------	----------------------	-------------------------------

①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)
※昭和27(1952)年4月2日以降にお生まれの方は、令和4年4月から受給開始時期を75歳まで選択できるようになります。

2,000,000円

65歳
年金の見込み額

2,841,136円

最大42%増

70歳まで遅らせた場合
年金の見込み額

1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	323,500 円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	12,133,500 円
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
(1) と (2) の合計	12,457,000 円

お客様へのお知らせ

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓（名字）が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年月 (和暦)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険			
		加入区分	標準報酬月額 (千円)	標準賞与額 (千円)	保険料 納付額
2年 5月		厚年	600		54,900
2年 6月		厚年	600		54,900
2年 7月		厚年	600		54,900
2年 8月		厚年	600		54,900
2年 9月		厚年	600		54,900
2年 10月		厚年	600		54,900
2年 11月		厚年	600		54,900
2年 12月		厚年	600		54,900
3年 1月		厚年	600		54,900
3年 2月		厚年	600		54,900
3年 3月		厚年	600		54,900
3年 4月		厚年	600		54,900
3年 5月		厚年	600		54,900

図7：「ねんきん定期便」2019年4月以降（50歳以上）のおもて

2.2.1.1 ①照会番号

50 歳未満のねんきん定期便と同様です。ねんきん定期便の記載内容に誤りや変更があった場合などに、各年金実施機関に問い合わせるときの番号です。

2.2.1.2 ②老齢年金の種類と見込額（1 年間の受取見込額）

今の加入条件のまま、60 歳まで継続して保険料を納め続けたものと仮定して計算された年金額が記載されています。

2.2.1.3 ③これまでの保険料納付額（累計額）

50 歳未満のねんきん定期便のうら面に記載されているものと同様です。これまでに支払った保険料がいくらなのかが記載されています¹⁰。

2.2.1.4 ④直近 1 年間の納付状況

50 歳未満のねんきん定期便と同様です。直近 1 年間の保険料支払い状況（月別）が記載されています。国民年金保険料は年度ごとに同一額のため、納付状況だけが記載されます¹¹。厚生年金保険料は、保険料算出の元となる「標準報酬月額」と「標準賞与額」と実際の保険料納付額が記載されています。

2.2.2 2019 年 4 月の変更点（本編では触れない）

- ア. 65 歳時点の年金見込み額が表記されるようになった。
- イ. アのケースで受給を遅らせた場合のイメージが表記されるようになった。

¹⁰ 厚生年金保険料は被保険者負担額のみが記載されている（事業主負担額を除いた金額）

¹¹ 「納付済」、「未納」、「3 号」、「全額免除」、「合算」など

2.2.3 記載内容（うら）

「ねんきんネット」で老後の生活設計について考えてみませんか？

- 「ねんきんネット」の便利な機能
 - ・年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
 - ・電子版「ねんきん定期便」の確認
 - ・全期間の年金記録の確認
 - ・通知書の再交付申請 など
- 24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を老後の生活設計にご活用下さい。
- 基礎年金番号と「お客様のアクセスキー」等を入力いただくことで簡単に登録できます。ぜひご登録下さい。
※基礎年金番号は、年金手帳などに記載されています。

詳しくはWEBで **ねんきんネット**

(https://www.idpass-net.nenkin.go.jp/sp_neko/206.SP/W/20602.SP/SCR.do)

この定期便は、下記時点のデータで作成しています。
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

国民年金および一般厚生年金期間	第1号被保険者期間	第3号被保険者期間	私学共済厚生年金期間
令和3年7月20日	1	1	1

お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは
0570-058-555
 ※050から始まる電話でお掛けになる場合は **03-6700-1144**

【受付時間】月曜日 午前8:30～午後7:00
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
 ※月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後7:00まで。

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

第1号被保険者 (満期月数を除く)	国民年金 (a)	国民年金計 (満期月数を除く)	船員保険 (e)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
33 月	0 月	33 月	0 月	(a+b+c)	0 月	33 月
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険計	417 月	0 月	417 月
384 月	0 月	384 月	0 月			

3. 老齢年金の種類と見込額（年額）（現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています）

受給開始年齢	65 歳～	65 歳～	65 歳～	65 歳～
(1) 基礎年金	老齢基礎年金	780,100 円		
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分) **** 円	(定額部分) **** 円	(定額部分) **** 円	(報酬比例部分) 1,220,700 円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分) **** 円	(定額部分) **** 円	(定額部分) **** 円	(報酬比例部分) **** 円
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分) **** 円	(定額部分) **** 円	(定額部分) **** 円	(報酬比例部分) **** 円
(1) と (2) の合計	円	円	円	円 2,000,800 円

※一般厚生年金期間の報酬比例部分には、厚生年金基金の代行部分を含んでいます。
 ※年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

「ねんきん定期便」の見方は、 **ねんきん定期便 見方**

お客様のアクセスキー
 283026 **4** 301233

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3カ月です。

右のマークは
目の不自由な
方のための
音声コードです。

図8：「ねんきん定期便」2019年4月以降（50歳以上）のうら

2.2.3.1 ①作成期日

50歳未満のねんきん定期便と同様です。いつ作成されたねんきん定期便なのかが記載されています。

2.2.3.2 ②これまでの年金加入期間

50歳未満のねんきん定期便と同様です。現時点における国民年金と厚生年金の加入実績（月数）です。年金の受給には、120月以上の加入期間が必要です（2017年8月以降）。

2.2.3.3 ③老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

今の加入条件のまま、60歳まで継続して保険料を納め続けたものと仮定して計算された年金額が記載されています。

本来、老齢厚生年金の受給は65歳からですが、60歳から64歳までの間に受給できるものを「特別支給の老齢厚生年金」といいます。

「特別支給の老齢厚生年金」が受給できる年齢は生年月日によって異なりますが、男性は1961年4月2日生まれ以降、女性は1966年4月2日生まれ以降の場合、「特別支給の老齢厚生年金」は受給できず、「老齢厚生年金」を65歳から受給します。なお、公務員の女性の場合は男性と同じ年齢です。

2.2.3.4 ④お客様のアクセスキー

50歳未満のねんきん定期便と同様です。「ねんきんネット」に登録する際に、基礎年金番号¹²と併せて利用するアクセスキーです。ねんきん定期便のアクセスキーの有効期限は到着後3ヶ月間です。

¹² 基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書に記載されている

2.2.4 損得計算をしてみよう

損得計算をしてみよう	
これまでの加入実績に応じた年金額	③ 円
総額でいくら受け取れるか? ③ × $\left\{ \begin{array}{l} \text{平均受給年数} \\ \text{男性19.41年} \\ \text{女性24.24年} \end{array} \right\} =$	★ 円
これまでの保険料納付額（累計額）	◎過去分＋将来分 円
返戻率は？	★÷◎ %

2.3 ねんきん定期便に記載されない金額

ねんきん定期便には、将来受給できる年金の全てが記載されているわけではありません。記載されていない主なものには、「加給年金」と「振替加算」があります¹³。これは、ねんきん定期便が、個々の年金記録から年金額を記載しているに過ぎず、生計維持する家族がいるかどうかまでは把握していないことに起因します。

2.3.1 加給年金

①厚生年金の加入期間が20年以上¹⁴あり、65歳時点において②生計を維持している③65歳未満の配偶者や、④18歳到達年度の末日までの子がいる場合に加算されます¹⁵。

②生計を維持している配偶者とは、前年の収入が850万円未満または所得が655万5千円未満であることを指します。

表1：加給年金の対象と加給年金額

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	224,700 円	65 歳未満であること ¹⁶
第1子・第2子	224,700 円	18 歳到達年度の末日まで ¹⁷
第3子以降	74,900 円	

配偶者にはさらに生年月日に応じた特別加算があります。

表2：配偶者加給年金額の特別加算額

受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	33,200 円	257,900 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	66,300 円	291,000 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	99,500 円	324,200 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	132,600 円	357,300 円
昭和 18 年 4 月 2 日以後	165,800 円	390,500 円

現在 65 歳以下の配偶者の加給年金額：224,700 円 + 165,800 円 = 390,500 円

¹³ 公的年金に該当しない「厚生年金基金の代行部分」「旧共済年金の職域加算以外の年金等」、あるいは「60歳以降に積み増す予定の年金」なども記載されない

¹⁴ 中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険（一般）の被保険者期間が15～19年

¹⁵ 特別支給の老齢厚生年金の請求時に加給年金額の対象者となり得る方が確認されていなかった場合等は、「老齢厚生年金・退職共済年金 加給年金額加算開始事由該当届」の提出が必要

¹⁶ 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた配偶者には年齢制限がない

¹⁷ または 1 級・2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子

2.3.2 振替加算

加給年金額の対象者になっている配偶者が 65 歳になると、それまで支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき配偶者が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により配偶者自身の老齢基礎年金の額に振り替わって加算されます。これを振替加算といいます。

表 3：振替加算の額（抜粋：60 歳以下）

配偶者の生年月日	年額
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日	26,964 円
昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	20,897 円
昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日	15,055 円
昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日	15,055 円
昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日	15,055 円
昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日	15,055 円
昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日	15,055 円
昭和 41 年 4 月 2 日以後	—

現在 55 歳以下の配偶者の振替加算：0 円

3. 年金受給額を読み解く

3.1 公的年金制度（3つの年金制度）

表 4 : 3つの年金制度

	国民年金	厚生年金
老齢		
障害		
遺族		

3.2 老齢年金のアウトライン

3.2.1 世帯単位で受給額を求める

配偶者がいる場合は、配偶者の年金額も同様に求めます。また、ねんきん定期便に記載されていない金額（2.3）も加算します¹⁸。

(A) 式：平均標準報酬額¹⁹ × 5.481/1000 × 被保険者月数 × 0.998

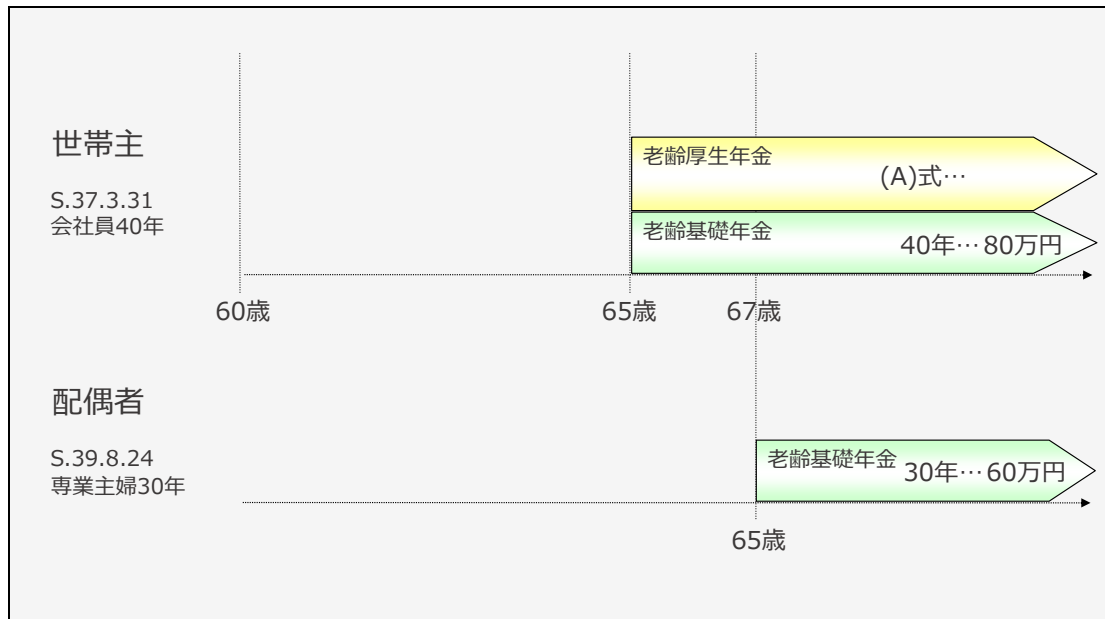


図 9：世帯単位で受給額を求める（専業主婦世帯）

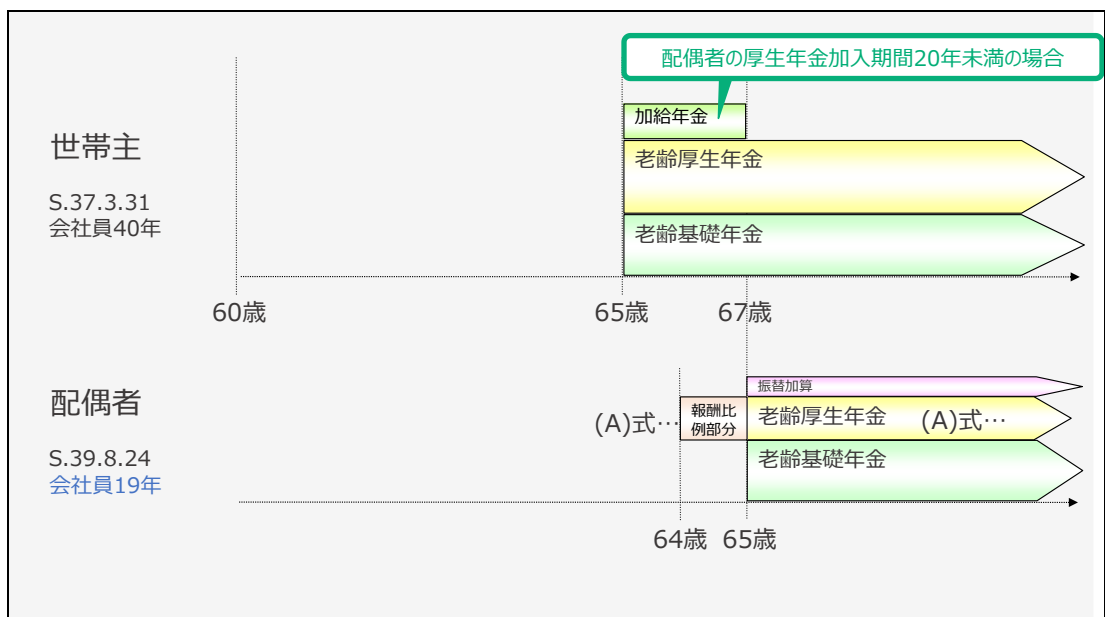


図 10：世帯単位で受給額を求める（共働き世帯）

¹⁸ 加給年金が給付されるのは、配偶者の厚生年金加入期間が20年未満の場合

¹⁹ 退職時点におけるおよその月給（諸手当を含み 税金・社会保険料を差し引く前の額）×0.96 で近似。50代半ばで賃金が改定される場合は改定前の額で算出してよい

3.3 老齢年金の受給額（50歳未満の場合）²⁰

50歳未満の人の場合、記載されているのはその時点までに納めた保険料に基づいた年金受給額です。つまり、一般的には将来、実際に受給する年金額（見込み額）より少ない金額になります。将来の年金受給額（見込み額）を知りたい場合は、ご自身のキャリアプランに合わせた国民年金・厚生年金等の加入期間を加算した年金受給額を算出する必要があります。

3.3.1 老齢基礎年金

記載されているのは、これまでの国民年金と厚生年金等の被保険者期間の合計月数に応じた年金額です²¹。60歳までの残り月数分を加算することで、老齢基礎年金の受給額がわかります。

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
33 月	0 月	33 月	0 月			
厚生年金保険（b）			③ 厚生年金保険 計	177 月	0 月	㉑ 177 月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金				
144 月	0 月	0 月	144 月			

図 11：「これまでの年金加入期間」欄

<老齢基礎年金の受給額>

$$= 780,900 \text{ 円}^{22} \times \frac{\text{㉑} + 3 \text{ ヶ月} + (60 \text{ 歳} - \text{現在の年齢}) \times 12 \text{ ヶ月}}{480 \text{ ヶ月}}$$

例) 会社員の A さん（35 歳）が 60 歳まで会社員を続ける場合

$$= 780,900 \text{ 円} \times \frac{\boxed{} + 3 \text{ ヶ月} + (60 \text{ 歳} - \boxed{} \text{ 歳}) \times 12 \text{ ヶ月}}{480 \text{ ヶ月}}$$

$$= \text{老齢基礎年金} \quad \boxed{} \text{ 円がもらえる}$$

²⁰ 50 歳以上の人に届くねんきん定期便には、このまま 60 歳まで保険料を納め続けた場合の年金受給額（見込み額）が記載されているため、早期退職や収入減を伴う転職などを予定する場合を除き、実際の年金受給額に近い金額が把握できる

²¹ ねんきん定期便は 2 ヶ月前に作成されるが、加入記録が反映されているのは 4 ヶ月前までのため、3 ヶ月分少なく表示される（当月分の納期限は翌月のためまだ納付していない）

²² 2021 年度年金額。毎年 4 月 1 日に改定される

3.3.2 老齢厚生年金

記載されているのは、これまでの厚生年金等の被保険者期間と標準報酬月額に応じた年金額です²³。
退職までの残り月数分と退職時の月給を考慮することで、老齢厚生年金の受給額がわかります。

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
33 月	0 月	33 月	30 月			
厚生年金保険 (b)				177 月	0 月	177 月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
144 月	0 月	0 月	144 月			

図 12 : 「これまでの年金加入期間」欄

<老齢厚生年金の受給額>

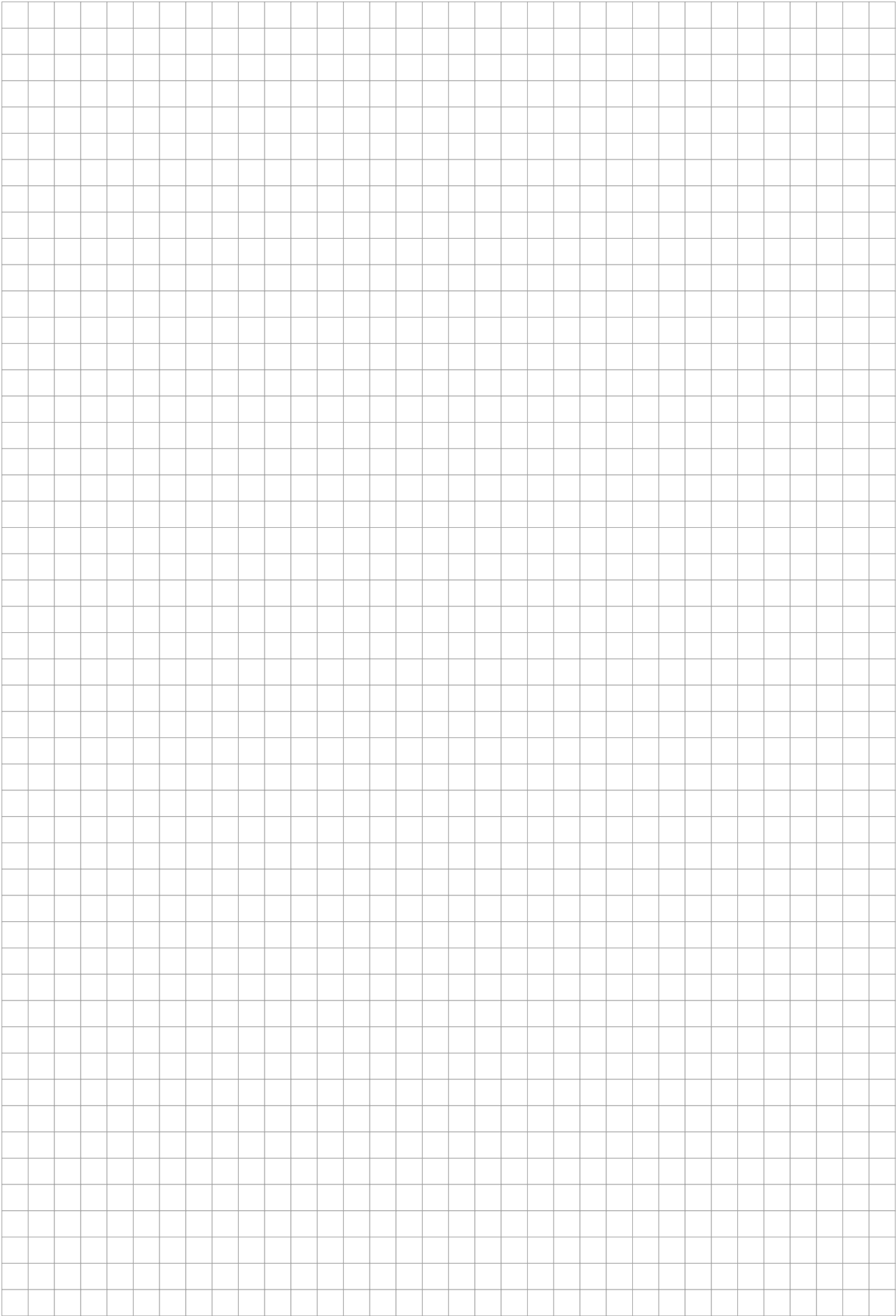
$$= \text{平均標準報酬額}^{24} \times \frac{5.481}{1,000} \times \left\{ \text{㊸} + 3\text{ヶ月} + (60\text{歳} - \text{現在の年齢}) \times 12\text{ヶ月} \right\} \times 0.998$$

例) 会社員の A さん (35 歳) が 60 歳まで会社員を続ける場合
退職時の月給を 40 万円と予測

$$\begin{aligned} & \boxed{} \text{円} \times 0.96 \times \frac{5.481}{1,000} \\ & \times \left\{ \boxed{} + 3\text{ヶ月} + (60\text{歳} - \boxed{} \text{歳}) \times 12\text{ヶ月} \right\} \times 0.998 \\ & = \text{老齢厚生年金} \boxed{} \text{円がもらえる} \end{aligned}$$

²³ ねんきん定期便は2ヶ月前に作成されるが、加入記録が反映されているのは4ヶ月前までのため、3ヶ月分少なく表示される(当月分の納期限は翌月のためまだ納付していない)

²⁴ 退職時点におけるおおよその月給(諸手当を含み、税金・社会保険料は差し引く前の額) × 0.96 で近似。50代半ばで賃金が改定される場合は、改定前の額で算出してよい



3.4 障害年金の受給額

障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金があり、障害等級 1 級から 3 級に応じた年金額が定められています。このうち、被保険者ごとに年金額が変わるのは障害厚生年金のみです。

表 5：障害年金の受給額

障害等級	障害基礎年金	障害厚生年金
1 級		
2 級		
3 級		

※障害基礎年金は、20 歳前の障害²⁵についても原則として 20 歳から年金が支給されます。

(A) 式：平均標準報酬額²⁶ × 5.481/1,000 × 被保険者月数²⁷ × 0.998

障害厚生年金の額 = 総報酬前の期間分 + 総報酬後の期間分

総報酬前 (A) = 平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × 被保険者月数

総報酬後 (B) = 平均標準報酬額 × 5.481/1000 × 被保険者月数

²⁵ 20 歳前傷病

²⁶ 障害発生時点におけるおおよその月給（諸手当を含み、税金・社会保険料は差し引く前の額）× 0.96 で近似

²⁷ 障害認定日の属する月までの被保険者期間

3.4.1 障害厚生年金（２級）

3.4.1.1 ⑥に３ヶ月を足した月数が300月に満たない場合²⁸

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a + b + c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a + b + c + d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計 （未納月数を除く）				
33 月	0 月	33 月	③ 0 月			
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
144 月	0 月	0 月	⑥ 144 月	177 月	0 月	177 月

3. これまでの加入実績に応じた年金額

（１）老齢基礎年金	④ 306,849 円
（２）老齢厚生年金	⑦ 229,204 円
一般厚生年金期間	
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
（１）と（２）の合計	536,053 円

図 13：「これまでの年金加入期間」欄と「これまでの加入実績に応じた年金額」欄

<障害厚生年金の受給額>

$$\begin{aligned}
 & \text{⑦} \quad \boxed{} \text{ 円} \div \text{⑥} \quad \boxed{} \text{ 月} \times 300 \text{ 月} \\
 & = \text{障害厚生年金} \quad \boxed{} \text{ 円がもらえる}
 \end{aligned}$$

²⁸ 厚生年金の加入期間中に障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）があること

3.4.1.2 ⑥に3ヶ月を足した月数が300月を超えている場合

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
23 月	0 月	23 月	③ 0 月			
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
312 月	0 月	0 月	⑥ 312 月	335 月	0 月	335 月

3. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 老齢基礎年金	④ 544,448 円
(2) 老齢厚生年金	③ 675,080 円
一般厚生年金期間	
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
(1) と (2) の合計	1,219,528 円

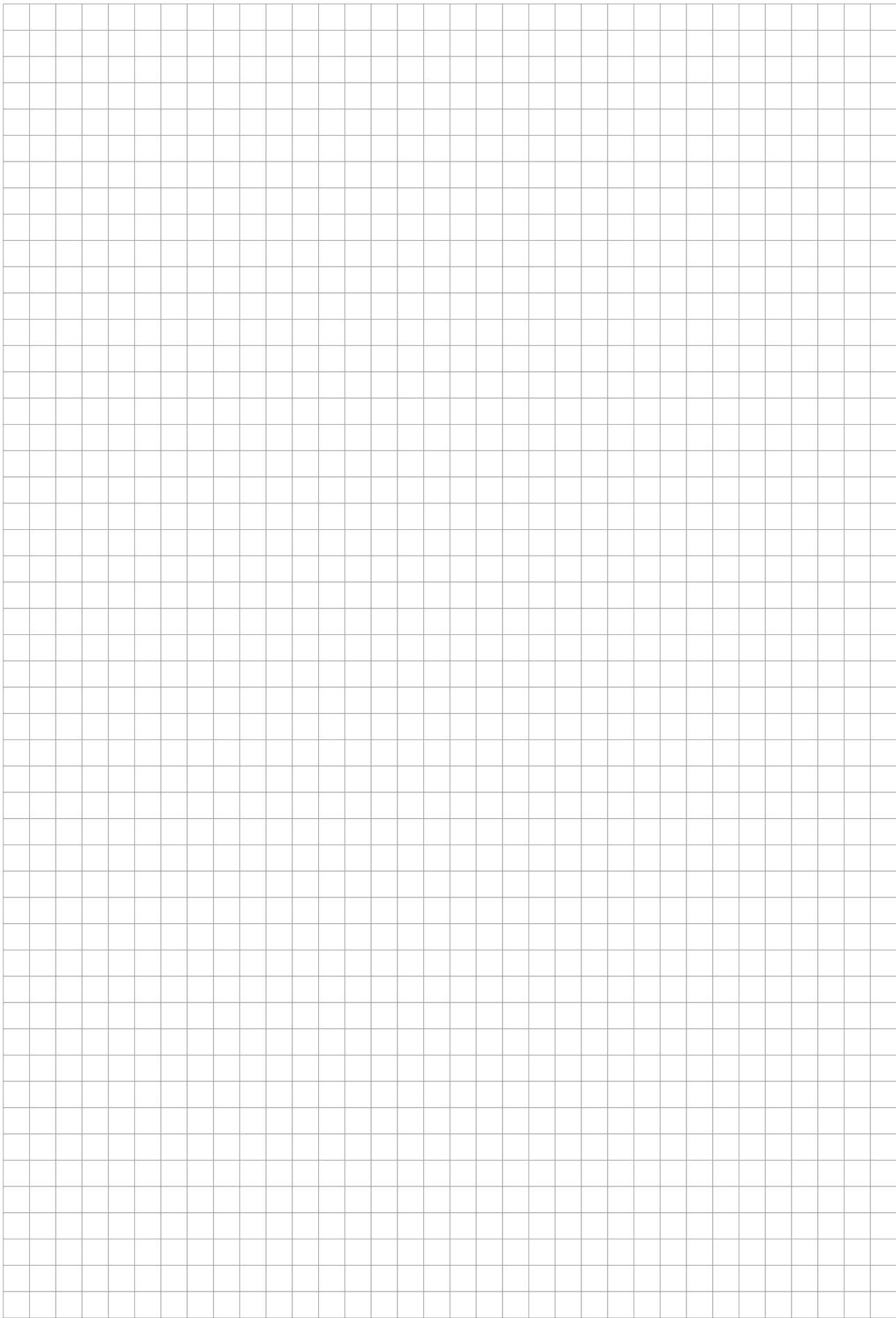
図 14 : 「これまでの年金加入期間」欄と「これまでの加入実績に応じた年金額」欄

<障害厚生年金の受給額>

ねんきん定期便に記載されている現時点の老齢厚生年金額 (③) と同額です。

= 障害厚生年金 ③

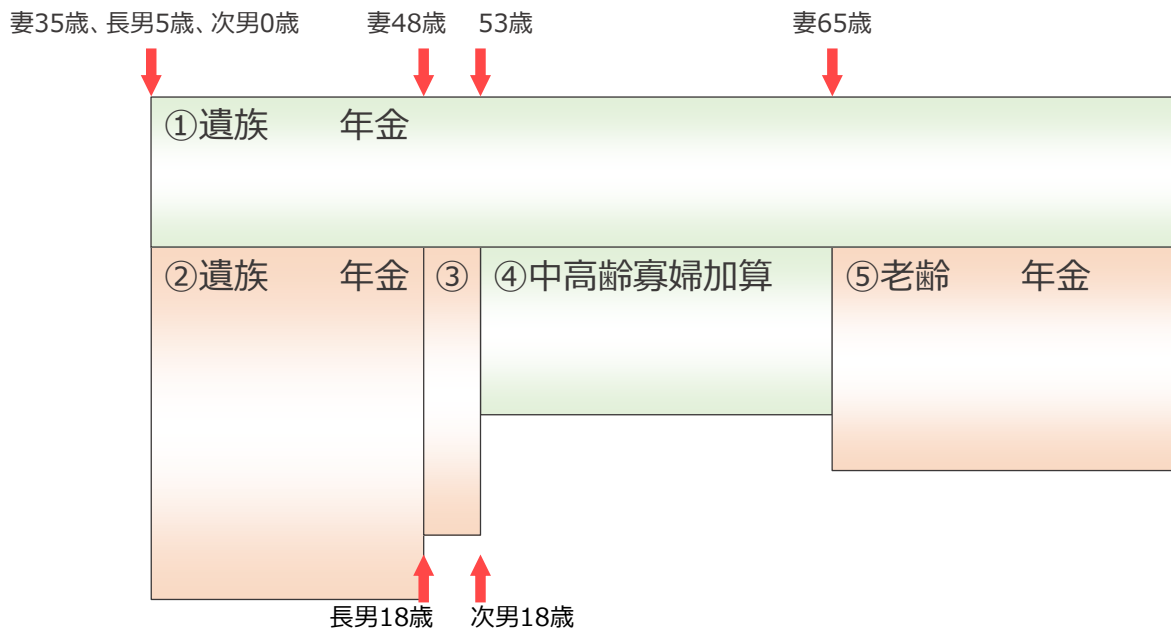
円がもらえる



3.5 遺族年金の受給額

遺族年金には、遺族基礎年金、中高齢寡婦加算、遺族厚生年金があり、このうち、被保険者ごとに年金額が変わるのは遺族厚生年金のみです。

モデルケース：妻 35 歳、長男 5 歳、次男 0 歳



●年金額のポイント

①遺族厚生年金 ²⁹	平均標準報酬額 ³⁰ ×5.481/1000×被保険者月数×0.998×3/4
②③遺族基礎年金	780,900 円 + 子の加算 (同時に受取る場合、子 2 人までは各 224,700 円、3 人目以降は 74,900 円)
④中高齢寡婦加算 ³¹	585,700 円
⑤老齢基礎年金	780,900 円 ³²

²⁹ 子のない 30 歳未満の妻は 5 年間の有期給付となる

³⁰ 死亡時点におけるおおよその月給 (諸手当を含み、税金・社会保険料は差し引く前の額) × 0.96 で近似

³¹ 子のない妻の場合、遺族厚生年金の受給権発生時 (夫の死亡時) に 40 歳未満の妻には給付されない

³² 保険料納付済期間が 40 年の場合 (満額)

3.5.1 遺族厚生年金

3.5.1.1 ③に3ヶ月を足した月数が300月に満たない場合³³

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
33 月	0 月	33 月	③ 0 月			
厚生年金保険 (b)			厚生年金保険 計	177 月	0 月	177 月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金				
144 月	0 月	0 月	② 144 月			

3. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 老齢基礎年金	④ 306,849 円
(2) 老齢厚生年金	⑤ 229,204 円
一般厚生年金期間	
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
(1) と (2) の合計	536,053 円

図 15 : 「これまでの年金加入期間」欄と「これまでの加入実績に応じた年金額」欄

<遺族厚生年金の受給額>

$$\text{⑤} \quad \boxed{} \text{ 円} \div \text{③} \quad \boxed{} \text{ 月} \times 300 \text{ 月} \times 3/4$$

= 遺族厚生年金 $\boxed{}$ 円がもらえる

³³ 厚生年金の被保険者が死亡または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき（ただし死亡した者について、保険料免除期間を含む保険料納付済期間が国民年金加入期間の3分の2以上あること）

3.5.1.2 ③に3ヶ月を足した月数が300月を超えている場合

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a+b+c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a+b+c+d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計 （未納月数を除く）				
23 月	0 月	23 月	③ 0 月			
厚生年金保険（b）				335 月	0 月	335 月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
312 月	0 月	0 月	② 312 月			

3. これまでの加入実績に応じた年金額

（1）老齢基礎年金	④ 544,448 円
（2）老齢厚生年金	⑤ 675,080 円
一般厚生年金期間	
公務員厚生年金期間	0 円
私学共済厚生年金期間	0 円
（1）と（2）の合計	1,219,528 円

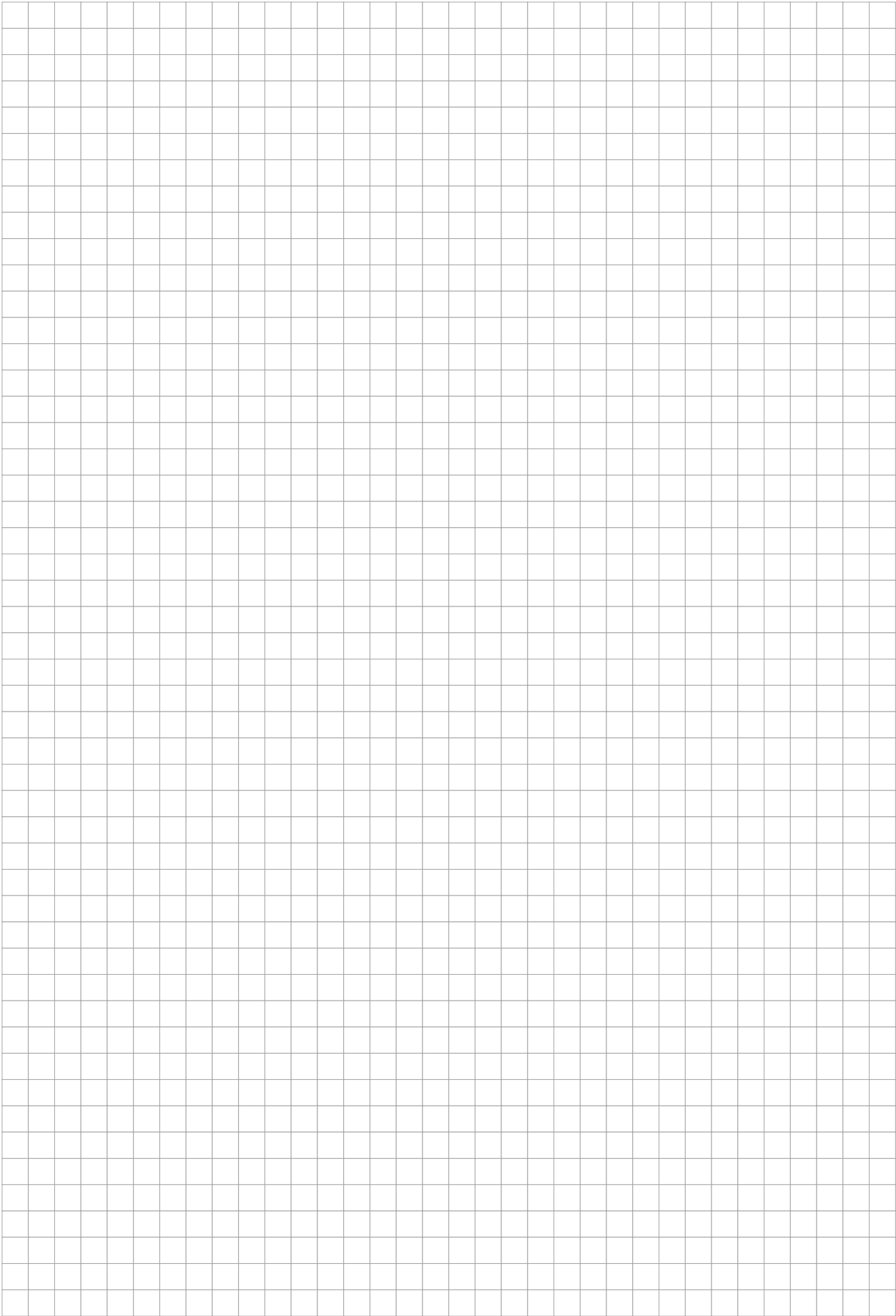
図 16：「これまでの年金加入期間」欄と「これまでの加入実績に応じた年金額」欄

<遺族厚生年金の受給額>

ねんきん定期便に記載されている現時点の老齢厚生年金額（⑤）の3/4の額です。

$$= \boxed{} \times 3/4$$

$$= \text{遺族厚生年金} \boxed{} \text{円がもらえる}$$



4. 源泉徴収票の読み方

4.1 源泉徴収票とは

給与等の支払いをする者が、その支払い額と源泉徴収した所得税額を証明する書類です。原則 2 通作成し、1 通は税務署へ提出し、1 通は支払いを受ける者に交付します³⁴。

4.2 源泉徴収票の種類

源泉徴収票には、①給与所得の源泉徴収票、②退職所得の源泉徴収票、③公的年金等の源泉徴収票の 3 種類があります。

4.2.1 ①給与所得の源泉徴収票

1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払われた給与等の支払い金額や所得税等の源泉徴収税額が記載されています。給与等の支払いをした翌年の 1 月 31 日まで（年の中途の退職者については退職日から 1 ヶ月以内）に交付しなければなりません。

4.2.2 ②退職所得の源泉徴収票

退職手当等の支払い金額や所得税の源泉徴収税額が記載されています。退職日から 1 ヶ月以内に交付しなければなりません。

4.2.3 ③公的年金等の源泉徴収票

1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払われた公的年金等の支払い金額や所得税の源泉徴収税額が記載されています。支払いをした翌年の 1 月 31 日までに交付しなければなりません。

³⁴ 所得税法第 226 条（源泉徴収票の交付義務）

4.3 給与所得の源泉徴収票

令和2 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	長野県松本市 1-1-1												(受給者番号)											
														(個人番号)											
														(役職名)											
												氏(フリガナ) セイカツ イチロウ 生活 一郎													
種別		支払金額				給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の合計額				源泉徴収税額											
給料・賞与		内千円 6 000 000				内千円 4 360 000				内千円 2 884 000				内千円 0											
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満 扶養親族 の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である 親族の数											
老人				特定制人		老人従人		その他従人		人		特制内人		その他人											
○		千円 380 000		人 1		人		人 1		人		人		人											
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額													
内千円 864 000				内千円 100 000				内千円 50 000				内千円 73 800													
(摘要)																									
生命保険料の内訳		新生命保険料 の金額		旧生命保険料 の金額		介護医療保 険料の金額		新個人年金 保険料の金額		旧個人年金 保険料の金額		180,000円													
住宅借入金等 特別控除の内訳		住宅借入金等 特別控除適用年 1		居住開始年月日 (1回目)		31年 1月 1日		住宅借入金等特別 控除区分(1回目)		住		住宅借入金等 年末残高(1回目)		20,000,000円											
		住宅借入金等 特別控除可算額 200,000円		居住開始年月日 (2回目)				住宅借入金等特別 控除区分(2回目)				住宅借入金等 年末残高(2回目)													
(源泉・特別) 控除対象 配偶者		(フリガナ)セイカツ ハナコ		区		分		配偶者の 合計所得		国民年金保険 料等の金額		旧長期損害 保険料の金額		所得金額 調整控除額											
		氏名生活 花子								基礎控除の額															
		個人番号																							
控除対 象扶 養親 族	16歳未 満の扶 養親 族	(フリガナ)セイカツ ヨシオ		区		分		備考		(フリガナ)		区		分											
		氏名生活 良男								氏名															
		個人番号																							
		(フリガナ)セイカツ リアウ		区		分				(フリガナ)		区		分											
		氏名生活 良子								氏名															
		個人番号																							
		(フリガナ)		区		分				(フリガナ)		区		分											
		氏名								氏名															
個人番号																									
(フリガナ)		区		分		(フリガナ)		区		分															
氏名						氏名																			
個人番号																									
未成年者	外国籍	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者の特則その他の別	寡婦	ひとり暮らし	勤労学生	中途就退職				受給者生年月日												
									就職退職	年	月	日	元号昭和	年46	月1	日1									
税務署提出用	個人番号又は法人番号														(右詰で記載してください。)										
	住所(居所)又は所在地		長野県松本市島立 303-1																						
	氏名又は名称		生活経済研究所長野 (電話)																						
整理欄																37									

図 17：給与所得の源泉徴収票

4.3.1 所得税の求め方（給与所得の場合）

まず、給与収入からは①経費（給与所得控除）が差し引かれ、その残りが儲け（給与所得）とされます。この儲け（給与所得）からさらに②諸々の経費（所得控除）が差し引かれ、その残りが課税対象（課税給与所得）となります。③この額に税率を乗じ、所得税額が算出されます³⁵。

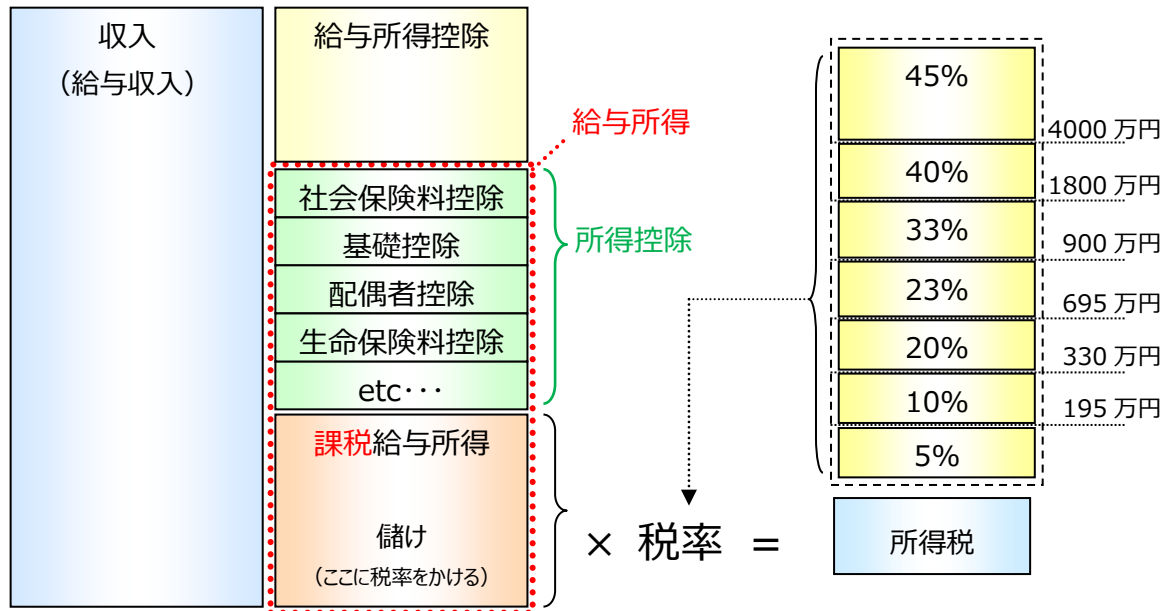


図 18：所得税の求め方（給与所得の場合）

4.3.1.1 住宅ローン減税を利用する場合（税額控除³⁶）

住宅ローン減税が差し引かれて最終的な納税額が算出されます。

所得税額から年末ローン残高の 1%が直接差し引かれます³⁷。所得税額から引ききれない場合は（住民税）算出所得割額から差し引かれ³⁸、最終的な住民税納税額³⁹が確定します。

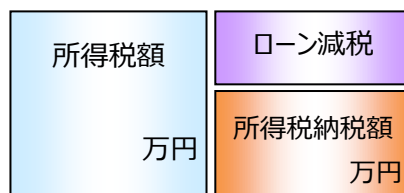


図 19：住宅ローン減税を利用する場合

³⁵ 厳密には所得税額に 1.021 をかけた金額となる（所得税 + 復興特別所得税）

³⁶ 算出された所得税額や所得割額から差し引いて納税額を少なくするので「税額控除」と呼ぶ

³⁷ 1 年目から 10 年目まで。11 年目から 13 年目までは次のいずれか小さい額。①年末ローン残高の 1%、②建物購入価格×2%÷3

³⁸ 所得税の課税総所得金額の 5%を限度とする（上限 97,500 円）。ただし、平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までに入居した場合は、**所得税**の課税総所得金額の **7%**を限度とする（**上限 136,500 円**）

³⁹ 住民税所得割額という

4.3.2 記載内容を把握しよう

源泉徴収票の上半分には、所得税の計算に必要な数値が記載されています⁴⁰。途中の計算式や算出額の根拠までは記載されていないため、瞬時に数値の意味を理解するのは難しいものの、順を追って見ることで容易に把握ができます。

令和 2 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 又は 居所	長野県松本市 1-1-1		(受給者番号)											
				(個人番号)											
				(役職名)											
				氏 (フリガナ) セイカツ イチロウ 名 生活 一郎											
種 別	支 払 金 額		給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)				所 得 控 除 の 額 の 合 計 額				源 泉 徴 収 税 額				
給料・賞与	① 6 000 000		② 4 360 000				③ 2 884 000				⑨ 0				
(源泉)控除対象配偶者の有無等		⑦ 配偶者(特別)控除の額		⑧ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
老人		控除の額		特 定		老 人		そ の 他		特 別		そ の 他			
有	従有	千 円		人 従人 内		人 従人 内		人 従人 内		人 内		人 内			
○		380 000		1				1							
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額									
④ 864 000		⑤ 100 000		⑥ 50 000		⑩ 73 800									
(摘要)															

図 20：給与所得の源泉徴収票（上半分）

⁴⁰ 厳密には所得税額に 1.021 をかけた金額となる（所得税＋復興特別所得税）

例) 給与収入 6,000,000 円①、妻（所得なし）、子ども 2 人（大学生、高校生）

給与所得控除	: 1,640,000 円 ⁴¹ → 記載なし
給与所得	: 4,360,000 円 ⁴² ②
所得控除	: 2,884,000 円 ③
課税給与所得	: 1,476,000 円 ⁴³ → 記載なし
源泉徴収税額	: 0 円 ⁴⁴ ⑨
住宅ローン減税額	: 73,800 円 ⑩

所得控除の内訳

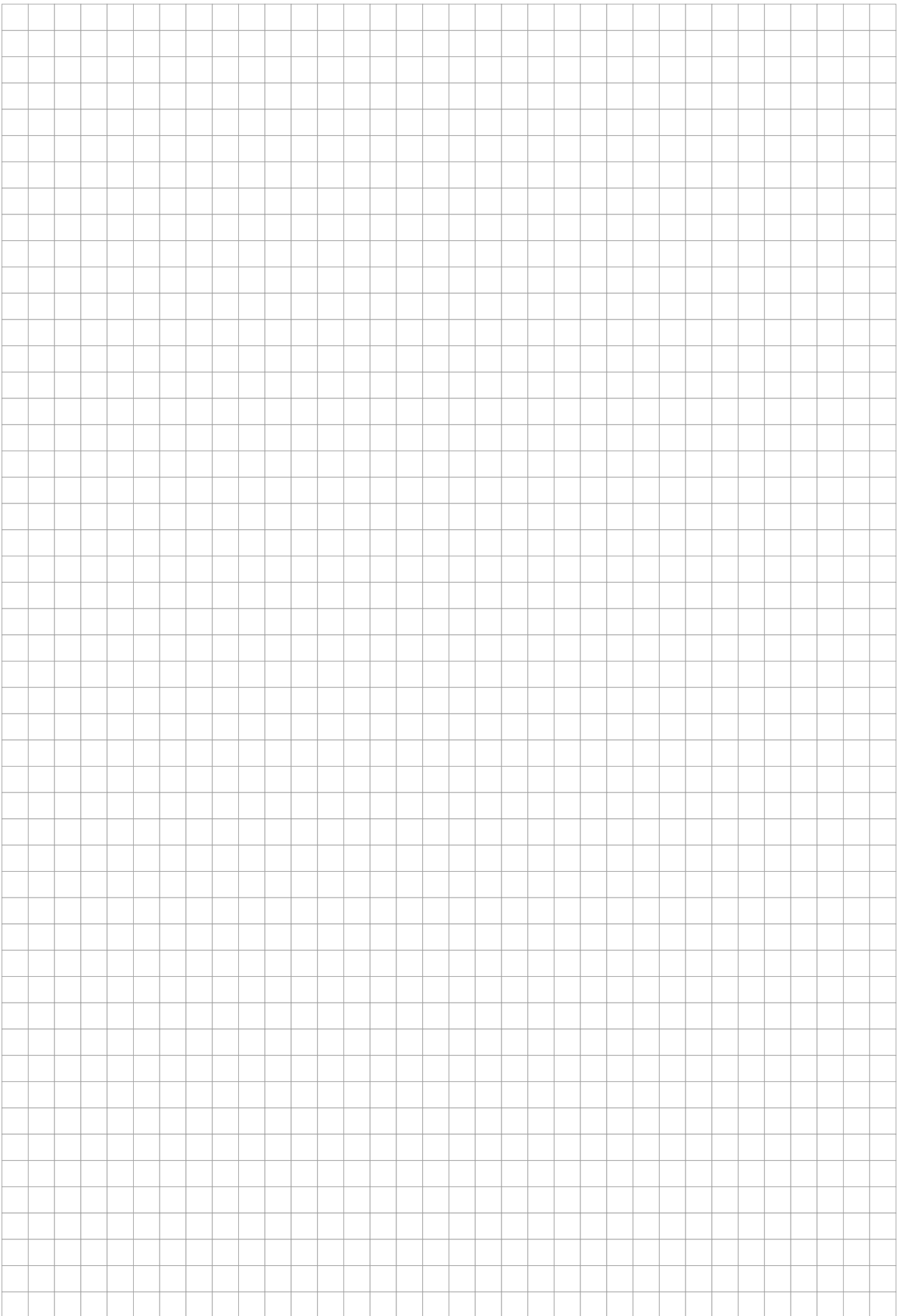
社会保険料控除	: 864,000 円④
基礎控除	: 480,000 円 → 記載なし
配偶者控除	: 380,000 円⑦
扶養控除(大学生)	: 630,000 円⑧
扶養控除(高校生)	: 380,000 円⑧
生命保険料控除	: 100,000 円⑤
地震保険料控除	: 50,000 円⑥

⁴¹ 収入金額が 360 万円超 660 万円以下の場合、収入金額×20%+440,000 円

⁴² 収入金額－給与所得控除 (6,000,000 円－1,640,000 円)

⁴³ 給与所得－所得控除 (4,360,000 円－2,884,000 円)

⁴⁴ 住宅ローン減税を利用したため 0 円となっている。本来の税額は、課税給与所得×所得税率 (1,476,000 円×5%) 百円未満切捨て



4.4 源泉徴収票に記載されない控除（本編では触れない）

4.4.1 給与所得控除

表 6：給与所得控除（2021 年分）

収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円（上限）

4.4.2 所得控除

4.4.2.1 物的控除（7 種類）

表 7：物的控除（7 種類）

所得控除の種類	控除が受けられる場合	控除額の計算
雑損控除	自己または同一生計の親族（合計所得金額48万円以下）が災害・盗難・横領等により、資産について損失を受けた場合またはその災害関連で一定のやむを得ない支出をした場合	{（損失額－保険金等で補てんされた金額）－（合計所得金額×10%）}と（災害関連支出－5万円）のいずれか多い方の金額
医療費控除	自己または同一生計の親族のために一定範囲の医療費を支払った場合	「支出金額－保険金等で補てんされた金額－（合計所得金額×5%と10万円のいずれか低い額）」を上回る部分で200万円限度
社会保険料控除	自己または同一生計の親族の負担すべき健康保険料・厚生年金保険料・国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度保険料などを支払った場合 本人の国民年金基金の掛金	支払った全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等の掛金 確定拠出年金個人型加入者の掛金及び企業型加入者の上乗せ拠出金（マッチング拠出）	支払った全額（限度額あり）
生命保険料控除	保険金の受取人が自己（契約者）または配偶者（一般生命保険料の場合または同一生計の親族を含む）で、一般の生命保険および個人年金保険の保険料、介護医療保険料（平成24年1月以降の契約に限る）を支払った場合	平成23年12月以前の契約 ・一般の生命保険料控除 ・個人年金保険料控除 それぞれ5万円限度 平成24年1月以降の契約 ・一般の生命保険料控除 ・個人年金保険料控除 ・介護医療保険料控除 それぞれ4万円限度 ※年間正味払込保険料の金額に応じて控除額が異なる
地震保険料控除	自己の居住用家屋・生活用動産を保険の目的とする地震保険の保険料を支払った場合	支払保険料の全額 ：最高5万円
寄附金控除	特定寄附金（国・地方公共団体・公益法人・一定の政治団体などへの寄附金）を支出した場合	（支出金額と合計所得金額の40%のいずれか低い方）－2,000円

4.4.2.2 人的控除（8 種類）

表 8：人的控除（8 種類）

所得控除の種類	控除が受けられる場合	控除額の計算
基礎控除	制限なし（納税者共通）	48万円 ※合計所得金額が2,400万円以下の場合
配偶者控除	自己の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする合計所得金額48万円以下の配偶者がいる場合（控除対象配偶者という）	70歳未満：38万円 70歳以上：48万円 （老人控除対象配偶者） ※合計所得金額により控除額が異なる 4.4.3参照
配偶者特別控除	自己の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合	配偶者の所得に応じて最高38万円 ※合計所得金額により控除額が異なる 4.4.3参照
扶養控除	生計を一にする合計所得金額48万円以下の扶養親族がいる場合	一般の扶養親族（16歳以上が対象）：38万円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満）：63万円 老人扶養親族（70歳以上）：48万円 （同居老親であれば58万円）
障害者控除	自己が障害者である場合または障害者である控除対象配偶者または扶養親族がいる場合	基礎控除、配偶者控除、扶養控除等により加算する ・障害者1人：27万円 ・特別障害者1人：40万円 なお、同居を常況とする場合は障害者控除に別途同居加算35万円が行われる
寡婦控除	「寡婦」 夫と死別（生死不明）または離婚をし、再婚していない女性、合計所得金額500万円以下、または扶養親族がいる場合	27万円
ひとり親控除	次のすべての要件を満たす方 ・ひとり親であること（事実婚にある同居人がいる場合には適用不可） ・生計を一にする子（子の所得は48万円以下であること） ・合計所得金額500万円以下	35万円
勤労学生控除	納税者本人が学生で、合計所得金額が75万円以下	27万円

2020 年以降の所得税から基礎控除額が変更されるため、各種人的控除が受けられるための所得要件も変更となりました。

表 9：所得税の基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額 (2021年分)
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

4.4.3 配偶者控除・配偶者特別控除

表 10：配偶者控除・配偶者特別控除の金額（配偶者が 70 歳未満の場合）

	配偶者の所得 (給与収入の目安)	納税者本人の所得 (給与収入の目安)		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900～950万円 (1,120～1,170万円)	950～1,000万円 (1,170～1,220万円)
配偶者 控除	48万円以下 (103万円以下)	38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別 控 除	48～95万円 (103～150万円)	38万円	26万円	13万円
	95～100万円 (150～155万円)	36万円	24万円	12万円
	100～105万円 (155～160万円)	31万円	21万円	11万円
	105～110万円 (160～167万円)	26万円	18万円	9万円
	110～115万円 (167～175万円)	21万円	14万円	7万円
	115～120万円 (175～183万円)	16万円	11万円	6万円
	120～125万円 (183～190万円)	11万円	8万円	4万円
	125～130万円 (190～197万円)	6万円	4万円	2万円
	130～133万円 (197～201万円)	3万円	2万円	1万円

※「〇〇万円～△△万円」は、「〇〇万円超 △△万円以下」を表わす

※本人の所得が 1,000 万円（給与収入 1,220 万円）超、または配偶者の所得が 133 万円（給与収入 201 万円）超の場合、適用なし

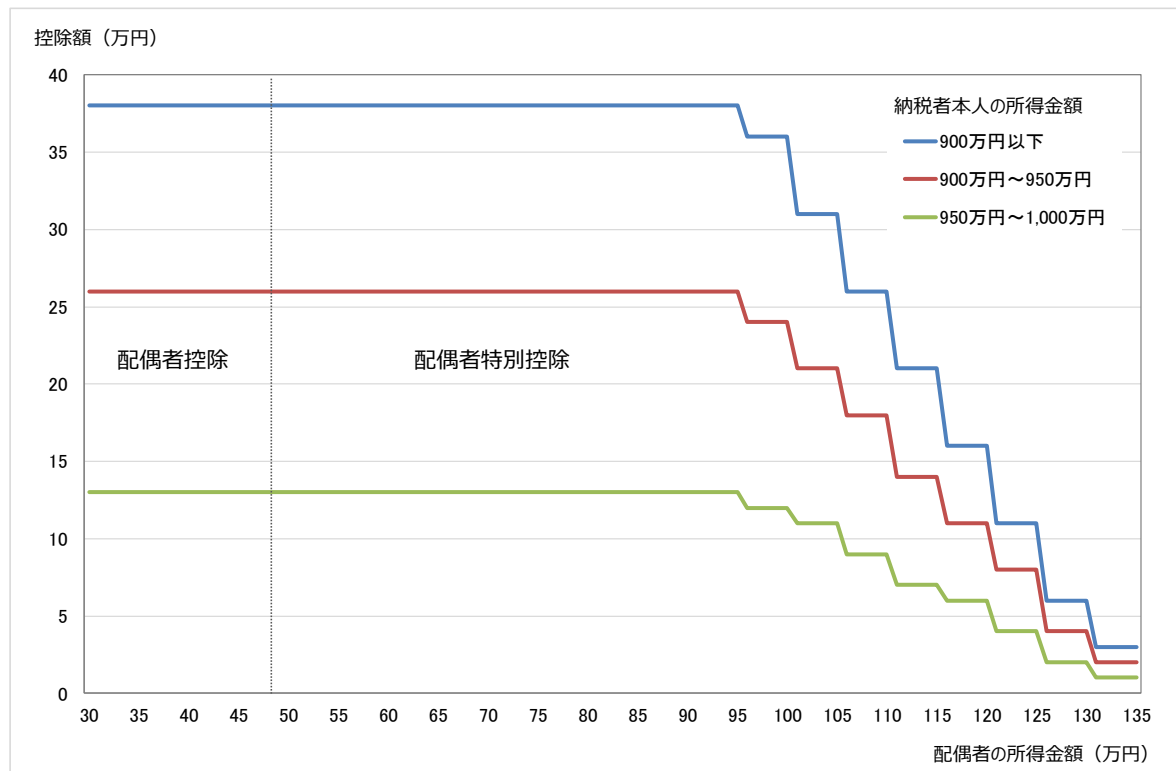


図 21：配偶者控除・配偶者特別控除の金額（配偶者が70歳未満の場合）

ヌヴォトン テクノロジージャパン労働組合
帳票から読み解く：年金と税金

■ 本誌の著作権はエフ・ピー・アイ・ジェイ株式会社に帰属します。
Copyright(C) 2021 FPI-J, INC. All Rights Reserved. ■
本誌の全部または一部を引用・転載する場合は事前にエフ・ピー・
アイ・ジェイ株式会社の書面による承認を取得する必要があります。

2021 年 10 月 25 日発行 (2021-0209-01)

有名FPから学べる動画配信サービス



FPI-J.TV

